

岩手県告示第290号

岩手県手数料条例別表第7の49の項及び51の項の知事が別に定める者（平成28年岩手県告示第299号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の49の項及び51の項の知事が別に定める者は、 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とする。</u>	岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の49の項及び51の項の知事が別に定める者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び同法附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	